

指定短期入所生活介護運営規定

社会福祉法人 幸梅会
盛雄苑ショートステイサービスセンター

盛雄苑ショートステイサービスセンター 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人幸梅会が開設する盛雄苑ショートステイサービスセンター事業所（以下「盛雄苑事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（予防）事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、看護職員、栄養士及び機能訓練指導員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下『要介護者』という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護（予防）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所における指定短期入所生活介護（予防）の事業は、利用者が要介護状態（要支援状態）になっても、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持・回復並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する従業者の職種及び員数は次のとおりとし、第1号に掲げる管理者は、従業者の管理を一元的に行うと共に、他の従業者と協議の上、利用者の短期入所生活介護（予防）計画を作成する。また、第4号から第9号に掲げる従業者は、必要な短期入所生活介護（予防）等の提供を行うものとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 管理者 | 1名（常勤職員） |
| (2) 事務員 | 2名以上（常勤・非常勤職員） |
| (3) 医師 | 1名以上（非常勤職員） |
| (4) 生活相談員 | 1名以上（常勤職員） |
| (5) 看護職員 | 4名以上（常勤換算） |
| (6) 介護職員 | 16名以上（常勤換算） |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名以上（非常勤職員） |
| (8) 栄養士 | 1名以上（常勤職員） |

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は、10名とする。

(事業の内容及び利用料、その他の費用の額)

第5条 1 事業所が行う事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、食事、排泄等の介護
- (2) 機能訓練
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理
- (5) 送迎

2 指定短期入所生活介護（予防）の内容及びの利用料金の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法廷代理受領サービスである時は利用者の負担割合により、その1～3割の額とする。

3 その他の費用の額は次のとおりとする。

①送迎に要する費用

心身の状況や介護者の状況等から送迎が必要と認められる利用者を
送迎した場合 1回あたり（片道） 184円

②食費

利用者負担段階が、第1段階の場合	1日あたり	300円
第2段階の場合	1日あたり	600円
第3段階①の場合	1日あたり	1,000円
第3段階②の場合	1日あたり	1,300円
第4段階の場合	1日あたり	1,645円

ただし特別な食事の場合は実費徴収とする。

③居住費

利用者負担段階が、第2段階から第3段階の場合	1日あたり	430円
第4段階の場合	1日あたり	915円

④理美容代 実費

⑤サービス提供強化加算Ⅲ 1日につき 6円

⑥介護職員処遇改善加算Ⅱ

基本サービス費と各種加算の月合計額の13.6%相当

⑦その他日常生活に要する費用で本人が負担することが適当であるもの 実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章等で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、足利市内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 事業所は、利用者が指定短期入所生活介護（予防）の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で火気の使用をしないこと。
- (3) 盛雄苑の秩序、風紀を乱さないこと。
- (4) 故意または過失によって施設（整備又は備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更した時は、その損害を弁償し、または現状に復すること。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業所の従業員は、指定短期入所生活介護（予防）の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又は別に定める協力機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防災管理者を配置して、毎年度定期的に避難及び救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 1 当事業所は、従業者の資的向上を図るための研修会には積極的に参加させる。

- 2 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じる。
- 2 感染症及び食中毒の予防、またはまん延防止の必要な措置を講じる。
- 3 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
- 4 苦情に対し、速やかな対応、解決の為の必要な措置を講じる。
- 5 虐待の防止及び身体拘束廃止の為の必要な対策を講じる。
- 6 ハラスメント等に対し、迅速かつ適正厳正な対策を講じる。
- 7 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 8 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業

者との雇用契約の内容とする。

- 9 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人幸梅会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 3 月 23 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 11 月 26 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。